

建物の取り壊しや新築・増築をされた方へ

固定資産税・都市計画税は、1月1日（賦課期日）現在の土地・家屋の所有者に課税されます。平成26年中に建物を取り壊したり、新築・増築をして登記していない場合は、課税漏れや、課税誤りの原因となりますのでご連絡ください。
 問／課税課 ☎463-2875



児童扶養手当と公的年金等との併給制限の運用が変わります

これまで、公的年金等を受給できる場合は児童扶養手当を受給することはできませんでしたが、制度改正により、12月から公的年金等を受給できる場合でも、月々の年金額が児童扶養手当の月額を下回るときは、その差額分の児童扶養手当が支給されます。公的年金等を受給されている方の児童扶養手当の申請時期や方法など、詳しくは広報あさかや市ホームページでお知らせします。

※支給は平成27年4月期支払いからとなります。
 問／ごども未来課 ☎463-2834

年金相談をご利用ください

「将来年金を間違いないか受けることができるかしら。」そんな心配ことはありませんか。保険料の納付状況や未納に関する事、老齢年金の請求方法や、障害年金・遺族年金に関する事などさまざまな年金相談を、無料で相談員が個別にお聞きします。

相談日／毎週木曜日 午後1時～6時（要予約）
 会場／市役所1階市民相談室
 相談員／社会保険労務士
 予約専用ダイヤル／463-1264
 問／保険年金課 ☎463-0284

12月の納付

市県民税 (随期)
 固定資産税・都市計画税 (3期)
 国民健康保険税 (6期)
 介護保険料 (6期)
 後期高齢者医療保険料 (6期)
 *納期限は平成27年1月5日(月)です。
 ○納税・納付は納期限までに済ませましょう。
 ○便利で確実な口座振替をご利用ください。

平成27年度の市・県民税（個人住民税）の改正点をお知らせします

問／課税課 ☎463-2852～3

○住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の延長および拡充

1. 居住年の適用期限が「平成25年12月31日まで」から4年間延長され、「平成29年12月31日まで」に居住した方が対象となりました。
2. 消費税率引き上げに係る措置として、平成26年4月1日から平成29年12月31日までに居住した方の控除限度額が拡充され、最高が97,500円から136,500円になりました。

居住年月日	各年度の控除限度額
(改正前) 平成25年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等×5% (市民税3%、県民税2%) (最高97,500円)
平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで	所得税の課税総所得金額等×5% (市民税3%、県民税2%) (最高97,500円)
平成26年4月1日から 平成29年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等×7% (市民税4.2%、県民税2.8%) (最高136,500円)

○上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等に対する軽減税率の廃止

上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等に対する10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。平成26年1月1日以後は、本税率率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されることになりました。

	改正前 (平成25年12月31日まで)	改正後 (平成26年1月1日から)
所得税	7%	15%
住民税	3% (市民税1.8%、県民税1.2%)	5% (市民税3%、県民税2%)
合計	10%	20%

○非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置の創設(いわゆる NISA)

平成26年から平成35年の各年に金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において、毎年新規投資額で100万円を上限に、5年以内に支払いを受けるべき配当所得および譲渡所得等について、非課税とすることとされました。